

産業の活性化、優良企業の誘致、商店街の活性化、魅力ある農業の振興など、産業の充実を図ることが必要不可欠であると認識している。白岡市にふさわしい魅力のあるまちづくりを計画的に進める指針である第6次総合振興計画に基づき、各種事業を進めていきたい。

中村 現在でも、実質的な「バイ・シラオ力運動」は展開しているとの答弁であった。しかし、まだ300億円の伸び代（しろ）があるのだから、名称の採用も含め、「バイ・シラオ力運動」を十分に検討いただきたい。

◇ ◇ ◇

【令和6年3月議会 一般質問要旨】

中村 味彩センターのスーパーマーケット化について伺う。来年度（令和6年度）から味彩センターに対する国の補助金による縛りがなくなるので、この機会に民間業者と提携してスーパーマーケット化してはどうか。その際、野菜については、引き続き市内の農家さんからの供給を主力とすべきであるから、総合スーパーではなく、むしろ「角上魚類」のような鮮魚・精肉を主力とする特色ある業者とのマッチングが効果的だろう。

生活経済部長 しろおか味彩センターは、平成14年度に国の経営体育成緊急支援事業を活用して整備された施設であり、その当時作成した経営体育成緊急支援事業計画に基づき運営してきた。議員ご案内の通り、本年度（令和5年度）で施設が規定の耐用年数を迎えることから、計画書に記載された事業内容の制限が撤廃される所だ。もともと、本施設は市の農業振興の発展と市内農業者を支援するために整備された施設であり、農産物直売所としての本旨を維持しながら運営していきたいと考えている。したがって、議員ご提案の味彩センターのスーパーマーケット化については、しろおか味彩センターや出荷者団体と

協議を重ねながら、品揃えに対する利用者の方々の声も参考に、施設の有効利用や運営方針の見直しについて慎重に検討していきたい。

なお、過去には「角上魚類」の白岡市への出店を提案したことがあるが、埼玉県内では県南地域などの人口密集地に出店するとの会社の方針により、実現には至らなかった。

中村 農家さんのお声はもちろん第一に考えていただいて、このようなアイデアがあるというところで出荷組合にお話しいただきたい。

◇ ◇ ◇

【令和6年3月議会 一般質問要旨】

中村 当方は令和元年12月議会の一般質問で、市が農林公社を設立することを提案した。その時は必ずしも積極的な答弁をいただくことができなかったが、農林公社の設立には、7つの徳があると考え。第1は、耕作放棄畑作地を解消できること。第2は、味彩センターの供給体制を充実できること。第3は、大きな資本により最先端農業を導入し、農作業を大幅に効率化できること。第4は、若い農業者を呼び込んで雇用することが、街の活性化や技術の継承につながる。第5は、災害時に備えて食糧備蓄体制を改善できること。第6は、学校給食のさらなる地産地消化を進めることができること。第7に、相続等で不要となった土地の寄附受入れができること。以上の7徳により、私は現在でも市が農林公社を設立すべきとの見解であり、今回は将来設立する場合にはどのような手続となるのかを伺う。

生活経済部長 県内設立事例を基に答弁する。

埼玉県では、昭和39年に一般社団法人埼玉県農業機械化公社として設立した後、幾多の組織改編を経て、平成15年に一般社団法人埼玉県森林公社と一般社団法人埼玉県農業振興

公社が統合され、一般社団法人埼玉県農林公社となった後、平成25年に現在の公益社団法人埼玉県農林公社となった。設立手続は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」や「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に基づくものとなる。

東松山市では、平成7年に一般財団法人東松山市農業公社を設立し、平成26年に公益財団法人に移行して運営している。

次に、加須市では、平成26年に加須市及びJAほくさいの共同出資により株式会社かぞ農業公社を設立している。株式会社設立手続は、会社法に基づくものとなる。

その他、市が財産を出資する場合には、地方自治法の規定により議会の議決を経る必要がある。

◇ ◇ ◇

【令和5年6月議会 一般質問要旨】

中村 野牛の開発構想のこれまでの経緯について伺う。なぜ進捗が止まっているのか。

都市整備部長 当該地区は市街化調整区域内に位置し、優良農地として整備・保全されている。市では、第6次白岡市総合振興計画（総振）の土地利用基本構想で「農業共生ゾーン」に位置づけ、今後も農地として保全すべき地区としている。また、当該地区からは、物流倉庫としての開発を目的とした都市計画の手続を求むる旨の要望書が令和2年4月に市に提出され、同様の内容の陳情書が令和3年1月に提出されている。その後も当該地区からは都市的土地利用について複数の相談を受けているが、総振で農地として保全すべき地区として位置づけているため開発は困難である旨をお伝えしてきている。市街化調整区域で大規模な開発を行うためには、市の上位計画である総振での位置づけが必要となる。

中村 市の最上位計画である総振の土地利用基本構想において、産業系土地利用ゾーンに位置づけられることが絶対的要件であるという趣旨の答弁であった。総振自体は、一昨年（令和3年）の策定手続を経て、昨年（令和4年）3月に制定され、計画期間は10年とされているが、近年、地元の地権者団より要望書・陳情書が提出されていることにも鑑みれば、機動的な対応も必要だ。計画期間中の変更手続について再質問する。

経営企画部長 第6次総振の土地利用基本構想の策定にあたっては、市内の関係課で構成する白岡市土地利用検討会議で検討し、その後、市長・副市長・教育長・各部長等で構成する白岡市総合振興計画策定委員会にて案を決定した。その後、白岡市総合振興計画審議会の開催やパブリックコメントの実施により、案に対する意見を伺い、令和3年第4回議会定例会に上程し、議決をいただいた。土地利用基本構想の計画期間は、令和4年度から令和13年度までの10年間としているが、第6次総振後期計画の検討にあたって土地利用基本構想を変更する場合には、同様の手続が見込まれる。

中村 出発点となるのは、土地利用検討会議での検討とのことであった。そこで、市長にお尋ねする。市長は野牛の開発構想の実現のために土地利用検討会議での検討を指示するか。令和2年秋の市長選において、市長が野牛の地権者さんの前で開発構想の実現を公約したことを踏まえて答弁されたい。

市長 野牛地区の土地利用については大変難しい問題であり、当面の間は農業共生ゾーンとして農地の保全を図っていくべきだ。

中村 只今の答弁だと完全な公約違反となってしまうが、そのような理解でよろしいか。

市長 特に公約違反とは思っていない。

中村 最終的に公約違反かどうかを判断するのは有権者だ。（つづく）